

船舶事故調査報告書

令和3年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年9月27日 15時40分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市加太瀬戸 地ノ島灯台から真方位082° 780m付近 (概位 北緯34° 17.9′ 東経135° 04.1′)
事故の概要	遊漁船火遠理丸は、漂泊した状態から左旋回中、また、プレジャーボートBELLは、北進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年11月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 火遠理丸、5トン未満（長さ11.60m） 232-20851大阪、個人所有 B プレジャーボート BELL、5トン未満（長さ8.64m） 253-12153大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 右舷船首部のハンドレールに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：波向 北、波高 約1.0m、潮汐 ほぼ高潮時、潮流 北流 約3ノット
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、漂泊して船首を北方に向け、潮流に流されながら遊漁を行っていた。 船長Aは、潮流により北方に流されたので、南下しようと左舵を取り、主機を前進として左旋回を開始し、船首が西方を向いたとき、船首方至近にB船を認め、直ちに主機を後進としたものの、A船は、船首部の防舷材（タイヤ）がB船の右舷船首部に衝突した。 船長Aは、漂泊中、船首方からの波があり、左旋回時に横波を受けて船体が動揺しないように、左旋回を開始するタイミングを計ろうと船首方の波の様子に注意を向けていたので、船尾方から接近するB船に気付かなかった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、釣りを終えて釣り場を発進した。 船長Bは、北進中、前路に漂泊中のA船を認め、A船を右舷方に見て通過することとし、A船が、B船の存在に気付いており、B船に向かって動き出すことはないと思い、減速後、約20～30mの距離を

	<p>取ってA船を通過しようとしたところ、A船が突然左旋回を行いながらB船に向かって動き出し、何もできないまま、両船が衝突した。</p>
分析	<p>A船は、漂流中、船長Aが、船首方からの波がある状況下、左旋回時に横波を受けて船体が動揺しないように、左旋回を開始するタイミングを計ろうと船首方の波の様子に注意を向けた状態で左旋回を行いながら発進したことから、船尾方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、北進中、船長Bが、前路で漂流中のA船を通過する際、A船が、B船の存在に気付いており、B船に向かって動き出すことはないと推測し、A船を近距離で通過しようとしたことから、突然左旋回を行いながらB船に向かって動き出したA船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が漂流中、B船が北進中、船長Aが、船首方からの波がある状況下、左旋回を開始するタイミングを計ろうと船首方の波の様子に注意を向けた状態で左旋回を行いながら発進し、また、船長Bが、前路で漂流中のA船がB船に向かって動き出すことはないと推測し、A船を近距離で通過しようとしたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、波がある状況で旋回を行いながら発進する場合、波の様子にのみ注意を向けることなく、周囲の見張りを適切に行い、他船がないことを確認してから旋回を開始すること。 ・ 船長は、漂流中の他船を通過する場合、他船が動き出すことも想定し、他船との間に安全な距離を取ること。